

白井市教育委員会会議録

○会議日程

平成28年12月6日（火）

白井市役所4階第1会議室

1. 教育長開会宣言

2. 会議録署名人の指名

3. 前回会議録の承認

4. 委員報告

5. 教育長報告

6. 議決事項

議案第1号 白井市就学援助費支給規則の一部を改正する規則の制定について

議案第2号 白井市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について

7. 報告事項

報告第1号 白井市学校職員の人事評価に係る苦情の申出及び取扱いに関する要綱の制定について

報告第2号 平成28年度教育費補正予算について

報告第3号 準要保護児童・生徒の認定について

報告第4号 白井市立図書館運営の望ましい基準と目標値について

8. その他

○出席委員等

教育長	井上 功
委員	石亀 裕子
委員	小林 正継
委員	高城 久美子
委員	川嶋 之絵

○欠席委員等

なし

○出席職員

教育部長	染谷 敏夫
教育部参事	小松 正信
学校教育課長	小野 義勝
生涯学習課長	鈴木 栄一郎
書記	武藤 善勇
書記	品川 太郎

午後2時00分 開 会

○教育長開会宣言

- 井上教育長 これから、平成28年第12回白井市教育委員会定例会を開会します。
本日の出席委員は4名です。教育長の私を合わせると、本日の出席は5名です。
議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりです。
-

○会議録署名人の指名

- 井上教育長 会議録署名人の指名をいたします。
小林委員と高城委員に署名をお願いします。
-

○前回会議録の承認

- 井上教育長 前回の会議録の承認を行います。
訂正等がありましたら、お願いします。よろしいですか。
特にないようですので、次に進みます。
-

○委員報告

- 井上教育長 委員報告を行います。各委員の皆様からお願いします。
- 小林委員 11月21日、文部科学省、石川県教育委員会の主催による市町村教育委員会研究協議会が石川県金沢市で開催され出席しました。
- 初日の全体会では、行政説明に続きまして、基調講演として、次期学習指導要領の目指す姿についてということで、パネルディスカッションを交えまして、いろいろな研究テーマが行われました。
- その中で、小学校の英語の時間につきましては、時間をとるのに短時間授業とか、そういう工夫が必要だと、それをどうするのかという意見が出ていました。
- また、小中高連携で英語力を向上させようというような七尾市の発表もありました。特に中学校、高校は、全て英語で教えるということに建前上はなりますので、先進校は、そのように推進を進めているようです。大学入試改革も見据えていかなければいけないということも出ておりました。
- その後、2日目に分科会がありまして、私はインターネットと適正利用推進についての分科会に出まして、これは事例発表で、館林市と小松市の発表がありましたけど、どちらも生徒に自主的に活動させて、自主的に考えさせて、その中で我が家の決まりというような形で家庭のルールをつくらせるとか、学校ではいろいろな標語をつくったりして、自主的に自分たちで考えてルールをつくっていくというような事例が発表されて、非常に役に立ちました。
- 2点目ですけど、12月2日金曜日、大山口中学校の立春式に出てきました。今は、どこでもそうですけど、2年生が自主的に運営する形で行われておまして、大山口中学校の場合は、その中で各クラスの代表それぞれ1名が、合わせて計6名が意見発表という形で自分の発表を行い、そして1年生がお祝いの歌、それに答えて2年生が感謝の歌ということで、合唱が披露され、立派な立春式でありました。
- 3点目ですけど、12月5日、月曜日、南山小学校で北総教育事務所指導室訪問がありまして、2時間にわたる授業展開の後、分科会で各教科及び学校経営、生徒指導、保健指導部会での指導がそれ

ぞれありまして、全体会では、北総教育事務所の方々から指導をいただき、南山小学校がよく研究されてやっているというような感想があり、さらにこれから子供たちのために授業改善を心がけてほしいというような指導がありました。

○井上教育長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○川嶋委員 11月11日金曜日、印旛地区教育委員会連絡協議会の研修視察に出席いたしました。

この研修会では、毎年県内の優れた教育施設等を視察したり、情報交換等を密にして、印旛郡市の教育行政の円滑な運営とその発展に資する目的で実施されておりますが、今回、私たちは、市川市立塩浜学園を視察してまいりました。

この学校は、小中一貫教育の実施を目的として創設された新たな学校の種類、義務教育学校で千葉県内初の実施校です。小中一貫教育では、中一ギャップ、子供たちの精神発達の早期化などへの対応、子供の発達に即した教育を実現できる教育方法であるということは、頭では理解は若干できていましたが、実際に学習や生活をする子供たちの様子を視察できたことは大変有意義でした。まだ、塩浜学園も、義務教育学校として模索しながら、といった感じではありましたが、そのような取り組みのおかげで教育が発展していくということを感じました。

11月16日、白井市立大山口中学校区が文部科学省より学校司書の資質養成のあり方や資質能力の向上等に関する調査研究の指定をいただきまして、白井市が14名の読書活動推進補助教員、補助教育担当者、教員等の研修発表会のため、大山口小学校へ行ってまいりました。この研究では、子供の学びに生かす学校図書館の利用の研究で、大山口小学校の主題は、楽しく学び、心を耕す学習のあり方ということでした。

去年、大山口小学校に行った際には、既に学校中が図書館みたいだったことを思い出しまして、たった1日の研究会の開催では、公開し切れないのではないかと思います。4年にわたる図書活動研究の努力の集大成がここにつながっていたことに、私自身、大変感動しました。

白井市全小中学校に配置されている読書活動推進補助教員の授業は、白井市が誇れるところだと思います。教育研究の内容、中身も大変素晴らしく、各学年の授業展開も参観させていただきましたが、子供の豊かな表現力や学習へ取り組む姿勢、内容も大変質が高かったです。

また、授業展開後に行われました講演会においても、ご登壇された小林先生にも、この研究発表を高く評価していただきました。

次に、11月23日祝日、PTA活動支援研究授業、交通安全教室、中身はスケアードストレートというものに出席しました。プロのスタントマンが交通事故を再現し、事故の様子を実感することで、交通ルールを守ることの大切さを体感するというような趣旨でした。デモンストレーションだとわかっていても、かなりの衝撃で、本当にスタントマンが演技ですけど、激しくこう転倒されるような様子にちょっとどきどきしながら、かなり刺激の強い内容でした。

内容はとても素晴らしいものでしたが、ちょっと残念に感じたのは、中学生の参加者が、大山口中学校のボランティアさん、ボランティア部の生徒さんだけでしたので、せめて開催校まで、自転車の圏内である中学校、自転車通学をしている生徒さんには、ぜひ見ていただきたいと感じました。

各学校の先生方も参加していらっしゃいましたので、交通安全指導に役立てていただけることを希望します。

続きまして、11月7日、21日、12月5日水曜日、中木戸公園競技場広場放課後子ども教室に

コーディネーターとして行ってまいりました。2学期になり、参加児童が伸び悩んでおりますが、日没も早くなりまして、また、終了時間も短縮していることもありますので、今後の課題ではあります。

昨日、12月5日には大変多くの子供が来まして、久々に10人以上の子供が集まって、こちらもちょっとびっくりしましたが、気温が日中18度位で暖かな日でしたので、やはり気温にも左右される、屋外というところで、昨日は大変活気があり、良かったと思いましたが、来年に向けて、いろいろと検討していきたいと思いました。

○井上教育長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○高城委員 12月3日、土曜日、午前10時から、白井文化会館中ホールで、第60回白井市民文化祭授賞式に行ってまいりました。市長賞14名、議会議長賞14名、教育委員長賞14名、計42名の受賞です。どの児童、生徒もさすがに三長賞受賞者であるということで、とても立派な授賞式でした。ただし、ちょっと寂しかったことは、第二小の受賞者が、今年は1人もいなかったということで寂しい気がしました。

○井上教育長 ありがとうございます。ほかにありますか。

○石亀委員 11月に入りまして、学校訪問が始まっています。今年は北総教育事務所の訪問が春に行われて早かったということもあり、教育委員が同行した学校もあれば、行けなかった学校もあるということで、秋にもう一度学校を回るチャンスということで、事務局の先生方、あと学校にはお願いをして、スケジュールを組んでいただいたところです。教育委員全員で見せていただいていますけど、行ける学校と行けない学校があるので、ちょっと残念ではあります。個人的な理由です。

私がお伺いしたところは、白井第一小学校、大山口中学校、七次台小学校、そして本日の白井第二小学校に行ってまいりました。概ねといいますか、本当にこの時期だけあって、学校も大変落ちついて、生徒さんも生き生きと授業を受けている様子が見受けられました。中には、やはり100%すごくうまく行っているのかどうかというと、課題のあるクラスも、なくはないというところではありましたが、先生たちも一生懸命取り組んでいらっしゃいましたので、年明け、どういうふうにご子供たちが成長していくのかということは、これから大変楽しみにしたいと思います。

あと、大山口中学校、七次台小学校もそうですけど、人数がどんどん増えているということで、大山口中学校については、教室の中の机の配置がコの字形になって、お互いに顔が見えるような形の授業を長年やっていたけど、今年教室で見たところ、皆さんが一斉に前を向くという普通の教室の机の配置になっていました。それは、やはり人数が多くなったことによって、コの字形の配置ができないということで、人数が大分増えている学校、また、少なくなっている学校もありますが、そういったことが、一つ一ついろいろなところに出てきているということを改めて、現状を目にしたところです。

逆に、今日お伺いした白井第二小学校は、人数が減っているところですが、その分よく目が届く、本当に行き届いた授業がなされているようでした。ただし、手厚い分、そのお子さんに手が行き過ぎて、お子さんの自主性をどうというふうで育てていくのかということは、一つの課題であるというようなことも伺ったところです。

これからも、子供の人数にも変動があって、学校もそれぞれいろいろ大変なところもあったり、補助の先生がもう1人増えるといいのにとということも感じたりすることもあります。私たちも見た中で、感じたことをお互い情報交換しながら、これからも学校の支援を、教育長とともにしていけたら

と知っているところです。

○井上教育長 ありがとうございます。

○教育長報告

○井上教育長 教育長報告です。私から、委員さんと重ならない部分で、主なものを報告します。

1 1月4日、白井中学校で市長さんの社会科特別授業が行われました。私が、9月まで在籍していた中学校ということもありましたし、市長さんの授業を見るのも初めてで、見させていただきました。

市長さんが、白井の歴史、現状、それから未来について、中学生に対して、白井をさらに皆さんがよい町にしてくださいというメッセージがありまして、子供たちがあそこまで自分の市のことを詳しく勉強する機会というのは少ないと思いますけど、私も参観していて、大変ためになる授業でございました。

1 1月8日、点検及び評価に係る教育委員協議会でございますけど、教育委員さんと学識経験者ということで、お二人の委員さんを加えて、教育委員会の施策等につきまして、活発なご意見、ご協議がなされたと思います。

1 1月10日、第3部会小中学校音楽発表会を見学させていただきました。第3部会は、印西市と白井市でございますけど、これはそれぞれ二つの市が独自に行っておりまして、白井市では市内の小中学校の合唱であるとか、合奏であるとか、そういう演奏会が行われました。どの学校も特色があり、素晴らしい、いい音楽祭であったと思っております。

1 1月18日、印教連の教育長会議がございました。ここでは、各市町の教育長9名が集まり、今後の印旛教育の推進について協議するとともに、北総教育事務所の藤井次長さんから、県の施策等の説明をいただきました。

1 1月22日、第4回市議会定例会が開催されまして、1 1月28日、29日、1 2月1日、2日、この4日間にわたりまして、教育委員会に関係する一般質問をいただきました。新たに、私が教育長になったということで、私の白井市の教育行政に対する方針や考え方というご質問が数多くありまして、私の思いとしては、子供が通って良かった、保護者が通わせて良かった、そして教職員が働いて良かったと、そう思える白井の学校にしていきたいというお話をさせていただきました。そのために、まず私がやるべきことは、教職員が働いて良かったという部分ですので、先生方が指導力を伸ばして、子供たちを伸ばして、そのことで教職に対するやりがいや生きがい等を感じていただいて、白井の学校でもっと働いてみたいとか、もっと力をつけていきたいというような体制づくりを進めていきたいということを主に話させていただきました。

1 2月1日、市内の校長会議が行われました。議会前でしたので、この時は、今お話しした私の方針について、昨日と一昨日にわたり、市議会において、説明させていただきましたということで、校長会の皆様もご協力くださいという話を校長会で行ってまいりました。

1 2月4日、日曜日ですけど、第86回印旛郡市駅伝競走大会、これが佐倉市岩名運動公園で行われましたけど、私は応援に行かせていただきました。一般の部は準優勝という、大変素晴らしい成績でございました。優勝は四街道市ということで、最終の手前までは白井市が先頭を走っていて、残念ながら最後で抜かれたというような状況ですけど、近年では準優勝という素晴らしい成績で、大変良かったと思っております。それから中学校も、大山口中学校が7位、七次台中学校が8位ということで、

上位で頑張っていたいただきました。

最後に、先ほど委員さんの方々からも学校訪問、授業参観の様子等、お話がありましたけど、私も、この間、幾つかの学校の授業を見させていただきまして、全体的にいい授業が展開されていると感じております。まずは、学校は授業からということで、いい授業づくりに向けて、私も学校を支援していきたいと考えております。

それでは、委員報告及び教育長報告につきまして、ご質問等はございますか。

○石亀委員 質問ではないですが、先ほど、高城委員から文化祭表彰式のお話の中で、第二小学校だけは表彰授与者がいなかったという話がありました。今日、第二小学校に伺いましたけど、その話はやはり話題にはなりましたが、市の表彰は受けなかったけど、県で家庭科の表彰を受けた生徒がいましたということで喜んでいらっしゃいました。

表彰については、学校名などは多分伏せた状態で選んでいるので、そういうことが起きているということだと思っておりますが、第二小学校に関しては、去年は多分たくさん受けていたということだと思えます。毎年、平均化されていないということで、思う方もいらっしゃると思いますが、今は、そういう全部伏せた状態でいい作品を選んでいるという結果だと思えますので、報告します。

○井上教育長 ほかにいかがでしょうか。

続きまして、非公開案件についてお諮りします。

報告第3号「準要保護児童・生徒の認定について」は、個人に関する情報であるため、非公開がよろしいと思えますが、いかがでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、報告第3号については非公開とします。

これから、議事に入ります。公開案件から先に行います。

○議案第1号 白井市就学援助費支給規則の一部を改正する規則の制定について

○井上教育長 議案第1号「白井市就学援助費支給規則の一部を改正する規則の制定について」、説明をお願いします。

○小野学校教育課長 議案第1号「白井市就学援助費支給規則の一部を改正する規則の制定について」、ご説明します。

本案は、就学援助の入学前準備金の支給時期を入学前に前倒しして、小学校及び中学校の入学予定者に支給するため、所要の改正をするものでございます。

これは、経済的理由により就学が困難な児童生徒に対して、入学前に入学準備金を支給することとしたことによるものでございます。

資料3ページをご覧ください。

白井市就学援助費支給規則の新旧対照表についても、合わせてご覧いただきたいと思えます。

1ページにお戻りください。

それでは、白井市就学援助費支給規則（平成26年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。詳しく説明させていただきます。

第1条中「児童生徒」の次に「又は入学予定者」を加えます。

第2条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加えます。

(2) 入学予定者 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第5条に規定する就学予定者をいう。

第3条第1項各号列記以外の部分中「児童生徒」の次に「又は入学予定者」を加え、同条第2項を次のように改めます。

2 前項の規定にかかわらず、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第9条の規定により、区域外就学の承諾を受けた児童生徒又は入学予定者(市内に住所を有し市外の公立の小学校若しくは中学校に在学する児童生徒若しくは入学予定者又は市外に住所を有し、白井市立小学校若しくは中学校に在学する児童生徒若しくは入学予定者をいう。)の保護者で、前項各号のいずれかに該当するものは、関係教育委員会と協議の上、就学援助費の支給の対象者とする事ができる。

第6条第2項中「いう。)」の次に「又は入学予定者の保護者」を加える。

第9条第1項を次のように改める。

就学援助費は、金銭又は現物により、校長を経由して受給者に支給するものとする。ただし、次の各号に掲げる種類の就学援助費は、当該各号に定める方法により支給する。

(1) 新入学児童生徒学用品費は、校長を経由して、又は入学予定者の保護者の申請により、校長を経由することなく教育委員会から直接、受給者に支給する。

(2) 医療費は、医療機関からの請求に基づき、当該医療機関に直接支払うものとする。

附則、(施行期日)、1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)、2 平成29年度の入学予定者に係る就学援助費の支給の申請及び要保護者等の決定については、この規則による改正後の白井市就学援助費支給規則第5条及び第6条の例により、この規則の施行の日前においても行うことができる。

説明については、以上でございます。

○井上教育長 ありがとうございます。

議案第1号につきまして、ご質問等がありましたらお願いします。

○石亀委員 この議案が提出に至る理由ですか、このようなリクエストが、今までもあったということですか。

○染谷教育部長 理由につきましては、以前から、市としては方針を決定しております。

就学前の援助費については、いつも4月に入ってから、希望をとって、早くても5月に支給していました。

そうすると、入学するための準備金は、5月にならないともられませんので、保護者がある間、負担をします。ただし、この制度上、保護者の負担を軽減する、児童生徒の負担を軽減するという目的からすれば、入学前に支給して、入学時の負担を軽減させましょうということは従前からありましたので、それを市として決定をさせていただいたと。

あくまでも、保護者の負担軽減、時期に合った負担軽減を決定したいということでございます。

○井上教育長 ほかにいかがでしょうか。

○石亀委員 大変、合理的な改正だと思います。時期については、例えば2月、3月、そういった決まり事はありますか。

○染谷教育部長 今回の件については、この改正を受けて、12月15日号の広報しるいで周知を図ります。それから、就学前の児童が該当になりますので、就学のご案内をした時に、この制度のご案内

内を一緒に行います。それで、2月末までに申請していただいたものをまとめて、3月の教育委員会議で諮って、了承をいただいたものについては、3月中に支給をするという手続になります。

○石亀委員 わかりました。ありがとうございました。

○井上教育長 ほかによろしいですか。

それでは、議案第1号についてお諮りします。

議案第1号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、議案第1号は原案のとおり決定します。

○議案第2号 白井市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について

○井上教育長 議案第2号「白井市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」、説明をお願いします。

○小野学校教育課長 議案第2号「白井市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」、ご説明いたします。

まず、訓令についてですが、訓令とは令達文書の一つであって、権限を有する行政機関である教育委員会が、所属職員に対して命令する場合に発する行政文書になります。

よって、この改正前の元の白井市立学校職員服務規程の発令につきましても、昭和39年教育委員会訓令第1号、令達文書となっております。元が訓令ということですので、今回の改正についても、訓令の制定という形をとらせていただいております。

次に、内容に入ります。

本案は、職員の配偶者同行休業に関する規則（平成26年千葉県人事委員会規則第19号）の一部改正により、所要の改正をするものでございます。

資料3ページをご覧ください。

資料として、白井市立学校職員服務規程の第10号様式の23について、新旧対照表を記載しておりますので、合わせてご覧いただきたいと思っております。

資料1ページにお戻りください。

白井市立学校職員服務規程（昭和39年教育委員会訓令第1号）の一部を改正する訓令を次のように制定する。

別記第10号様式の23中、1申請の区分に四角がありまして、配偶者同行休業（2から4までに記入）。その下、やはり四角で、配偶者同行休業の期間の延長（2、3及び5に記入）。この下に、さらに括弧、配偶者同行休業の期間の再度の延長（2、3及び5に記入）を追加する。

○染谷教育部長 新旧対照表を見ていただいて、説明を聞いた方がわかると思っております。アンダーラインが引かれているところが、今回の改正箇所になりますので、今その説明を読み上げています。

○小野学校教育課長 3ページでご確認ください。

続いて、2のところですが、2、配偶者の欄の外国滞在事由の欄に括弧欄を追加する。

続いて、5のところですが、5、延長の期間の既に配偶者同行休業をしている期間の欄に〔うち、期間の再度の延長の場合における当初の配偶者同行休業の期間 年 月 日まで〕を追加する。

そして、欄外になりますが、注の3、期間の再度の延長を申請する場合には、「2 配偶者」欄の

「外国滞在理由」欄の最上欄の括弧内に、当該延長が必要な事情を記入すること。を追加し、注3を注4へ、注4を注5へ、注5を注6へそれぞれ順送りにする。以上でございます。

○井上教育長 ありがとうございます。

それでは、議案第2号につきまして、質問等がありましたらお願いします。

○石亀委員 学校職員服務規程ということ自体、教育委員がなかなか触れる機会がないので、こういう規則もあるということだと思います。これをわかりやすく言うと、教職員の配偶者の方が海外に滞在する場合、教職員と一緒にいていくために休業してもいいという申請ですか。

○小野学校教育課長 はい、そのとおりでございます。

○石亀委員 これは申請することで、先生をやめなくても、休業してもいいということですね。期間については、2年以内とか、そういった制限はありますか。

○小野学校教育課長 石亀委員さんがおっしゃられたとおり、配偶者のお仕事の関係等で海外滞になると、その場合に国内で教職員をされている方が、その職を有したまま、ある一定の期間、同行して海外に行くためにお休みをとるというシステムです。

期間については、2年又は3年とか、決まりはありますが、後で確認をさせていただきます。

○石亀委員 すみません。元々、規程はあるということですね。

○小野学校教育課長 はい、そのとおりです。

○石亀委員 その申請の仕方が細かく変わったと、変更されたということですか。

○小野学校教育課長 申請の仕方の部分です。延長、再度延長と。再延長までできるようになったという改正でございます。

○石亀委員 わかりました。ありがとうございます。

○井上教育長 ほかにいかがですか。

それでは、議案第2号についてお諮りします。

議案第2号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、議案第2号は原案のとおり決定します。

○報告第1号 白井市学校職員の人事評価に係る苦情の申出及び取扱いに関する要綱の制定について

○井上教育長 報告第1号「白井市学校職員の人事評価に係る苦情の申出及び取扱いに関する要綱の制定について」、説明をお願いします。

○小野学校教育課長 報告第1号「白井市学校職員の人事評価に係る苦情の申出及び取扱いに関する要綱の制定について」、ご説明します。

まず、本要綱制定に至る経緯ですが、平成28年4月1日付で施行された地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律により、地方公務員について、能力及び実績に基づく、人事評価を定期的に行い、その結果を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とすることが求められることとなりました。

学校の先生方のうち、県費負担教職員につきましても、お手元の資料①というところがございます。資料の①から③ページにあります。千葉県市町村立学校職員の人事評価に関する規則、学校の県

費負担教職員につきましても、この資料の①から③の基礎点に基づき、実際の人事評価が行われます。

この評価の公正を確保するために、今回制定されたのが、1ページから3ページにわたりますが、白井市学校職員の人事評価に係る苦情の申出及び取扱いに関する要綱でございます。

本要綱の主な内容ですが、1ページ中、第3条の(2)のとおり、評価者の評価に疑問がある職員は、評価者に再説明を求めることができます。さらに、第3条3項にあるとおり、再説明に納得できない職員は、学校教育課に苦情を申し出ることができます。苦情の申し出を受けた担当課は、その下にありますが、第6条にあるとおり、申出者及び評価者から事情を聴取し助言するなど、必要があると認めるときは、苦情審査委員会の開催を要請します。委員会は、2ページの第8条にあるとおり、審査事案を調査し、第11条のとおり、申出者の評価ごとに審査を行い、その審査結果及び理由を教育長に報告します。

以上のように、学校職員の人事評価の公正の確保のため、白井市学校職員の人事評価に係る苦情の申出及び取扱いに関する要綱を制定しましたので、報告します。

○井上教育長 ありがとうございます。

報告第1号につきまして、質問等がありましたらお願いします。

○石亀委員 教職員の皆さんは県の採用というか、県職員だと思いますけど、これは白井市内に勤務する先生方については、白井市で受けるということでしょうか。県に申し立てるということではなく、まず白井市でという受け止め方でよろしいですか。

○小野学校教育課長 参考資料として、資料の⑦になりますが、県立学校職員の人事評価に係る苦情の申出及び取扱いに関する要綱を添付させていただきました。高等学校等県立学校につきましては、このシステムが数年前にもう確立されていた訳ですが、市町村立学校につきましては、これらの苦情の申出及び取扱いに関する要綱というものが、設置されている市町とまだ設置されていない市町がございました。

白井市の学校につきましては、評価を出す、さらにその服務監督、責任者が白井市教育委員会にございますので、学校長が出した評価について、その評価に納得ができないという教職員がいた場合は、白井市がその苦情を受けて、相談に乗り、評価者である校長及び被評価者である職員の方々との調整に入るといふ、趣旨でございます。

○井上教育長 少し補足しますが、簡単に言うと、教職員は県が任命して各市町村に配置すると、これが県の仕事で、配置された職員を服務監督するのは市町村教育委員会ということで、今回の件については、服務監督の部分に関わりますので、各市町村がこのような規則や要綱をつくって、監督していくという形です。もちろん、このモデルは県から来ていますけど。

○石亀委員 このことについては、何年か前に資料をいただいて、見た記憶がありますので、わかりました。ありがとうございます。

○井上教育長 ほかにご質問等はよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長 報告第1号につきましては、これで終わりにします。

○報告第2号 平成28年度教育費補正予算について

○井上教育長 報告第2号「平成28年度教育費補正予算について」、説明をお願いします。

○**染谷教育部長** 報告第2号「平成28年度教育費補正予算について」、ご説明をいたします。

本案は、前回の11月1日の教育委員会議において、審議した案件について、補正額が確定しましたので、報告をするものでございます。

裏面のページをご覧いただきたいと思います。

平成28年度12月補正予算一覧表になっております。教育部各課の補正予算の概要と今回要求しました補正予算額等が示されておりますが、全て市長部局の総務部財政課と協議を経て、全て了承されたことから、一覧表にありますとおり、それぞれ補正確定額として、全て増額をされております。

このうち、一般会計につきましては、歳出が10件で総額2,153万2,000円の増額、歳入が1件で、総額8万9,000円の増額となっております。

なお、今回の教育委員会議において、新たに説明する案件が1件ございます。

前回の教育委員会議においては、提案されておられませんでしたけど、一番上の項目になります。

教育総務課、9款1項2目事務局費、バス運用に要する経費、82万7,000円の増額補正でございまして。

補正の内容につきましては、教育号の運用方法の見直しにより、バス運行経費の不足が見込まれるため、バス運転業務委託料と車借上料をそれぞれ増額するものでございます。

補正額の内訳につきましては、バス運転業務委託料が46万円、車借上料については36万7,000円となっており、合計で82万7,000円の増額でございまして。この追加分についても、総務部財政課と協議、調整を行った上で、今回、補正することになったもので、既に了承を得たところでございまして。

次に、2ページになりますが、債務負担行為でございまして。

今回、要求した補正要求額限度額については、総務財政課と協議の結果、全て了承されたことから、一覧表のとおり、それぞれ補正確定額、限度額と全て同額となっております。

次に、学校給食共同調理場事業特別会計につきましては、歳出が2件で総額162万9,000円の増額、歳入が1件で、総額162万9,000円の増額となっております。

今回、要求しました補正要求額については、総務部財政課と協議の結果、全て了承されたことから、歳入、歳出それぞれ補正確定額と全て同額となっております。

なお、今回の補正予算につきましては、平成28年度白井市一般会計補正予算（第4号）及び平成28年度白井市学校給食共同調理場事業特別会計補正予算（第2号）として、それぞれ11月22日に開催されました、平成28年第4回市議会定例会に議案として提案されております。

説明については、以上でございます。よろしく申し上げます。

○**井上教育長** ありがとうございます。

報告第2号について、ご質問等がありましたらお願いします。

○**石亀委員** 上段の教育総務課、教育号の運用方法の見直しとは、例えば、どういう見直しですか。

○**染谷教育部長** 今まで運転手が1名おりましたけど、体調不良によりまして、運転業務ができないという状況になりました。したがって、今、市が所有している教育号については、運転手が不在でございますので、その代わりにバスの運行の委託ということと、それからバスを借り上げて、運転手込みで借り上げる場合と、二つありまして、基本的には、今後、教育号の運行は続けますけど、運転手は全て外部から委託で入っていただきます。

そのほか、不足するものについては、バスの借り上げということで、バスと運転手、両方を借り上げて運用していくということでございます。

以上でございます。

○石亀委員 基本的なことですが、教育号は1台ですか。

○染谷教育部長 はい、そのとおりです。

○石亀委員 市が所有しているのは1台ですか。それを手放す訳ではなく、1台は所有していて、運転手の方を外部から来ていただく場合と、バスと運転手のセットで来ていただく場合があるということですか。

○染谷教育部長 今までは、市直営の教育号の運行、これはバスと運転手がセットになっています。

そのほか、運転手が不在の場合でも、教育号を使用しますが、運転手だけ委託で来ていただくという方法、それから教育号がほかで使われている場合には、バスが不足しますから、その場合には、バスと運転手、一対で借り上げて運用する場合と、今までは3通りございました。

そのうちの今回は、市直営の運転手がいなくなりましたので、そこは運転手を委託で来ていただくということで、二通りになりました。ただし、教育号はまだ存在していますので、その運行は続けますが、今後につきましては、教育号がもう14年を経過していますから、バスの耐用年数等も踏まえて、来年度以降は再度協議をすることになります。例年、運転手の委託ということが、大変厳しくなってきています。

民間業者の中で運転手を確保しながら、臨時で出た場合だけ運転手を派遣するという事は、なかなか業として成り立たないということで、これは市の管財契約課とか、ほかの課も一緒でございますけど、今後は全てバスの借り上げということで、運転手と車を一緒に借り上げた方法に一本化するという方針が出ていますので、教育委員会としても、その方針に従っていく予定でございます。

以上でございます。

○石亀委員 それなら、子供たちが乗るバスですので、くれぐれも以前に起きた夜間スキーバスのような事故がないように、運転される方等をきちんと管理されている会社でお願いしたいと。

○井上教育長 委託ですよ。

○石亀委員 はい、そうです。委託をきちんとできるようにお願いしたいと思います。

○井上教育長 ほかにいかがでしょうか。

○川嶋委員 学校教育課、上から2番目の黒丸が付いているところですけど、学校安全対策事業において、当初予算額がゼロで補正予算額を確保したようですけど、こちらの西白井3丁目と桜ヶ丘住宅を結んでいる通学路ですか、ここは通学路になりますよと言っていて、なかなか進まないところだと聞いておりますけど、今回は、防犯灯を移設及び処分するための予算ですね。

その先の見通しというか、展開はないですか。あるならば、そこに予算を付けていく必要があると思いますが、いかがですか。

○染谷教育部長 早期の通学路の整備ということだと思いますが、路線名でいうと、市道00-139号線ですかね。現在、風間街道側からは、昨年、一昨年と2年間にわたり、用地買収が済んでいるところは整備をしてきました。

今年度は、逆にベリーフィールド側から用地買収が済んでいる狭い道路がございますが、あそこまでは今年度に整備をします。その整備に合わせて、現在、使われている防犯灯が工事に邪魔になりま

すので、工事後、新しく整備をした道路の歩道に設置をします。

ですから、この部分は今年度、整備がされるということで、あとは未買収となっている中央部分だけを残して、道路は前後からでき上がる状態になります。

一番、肝心の未買収の用地については、これは地権者の情報ですから、公にはできないですけど、地権者の都合で、今のところ買収がまだ進んでいないという状況でございます。

現在、迂回路になっている道路につきましても、その状況が長引くようであれば、改めて安全対策については、教育委員会から市長部局へ要請をする予定です。

○井上教育長 ほかにいかがでしょうか。

ご質問等はよろしいですか。

[「はい」と言う者あり]

○井上教育長 それでは、報告第2号については終わりにします。

○報告第4号 白井市立図書館運営の望ましい基準と目標値について

○井上教育長 報告第4号「白井市立図書館運営の望ましい基準と目標値について」、説明をお願いします。

○小松教育部参事 報告第4号「白井市立図書館運営の望ましい基準と目標値について」、ご説明します。

提案理由につきましては、本案は、白井市立図書館運営の望ましい基準と目標値について、別紙のとおり定めたので、報告するものでございます。

次ページをご覧くださいと思います。

本制度につきましては、図書館法に基づいて、望ましい基準と目標値について定めるという形になっておりますけど、実施計画が今年度から、5年間で設定されているということもございまして、今回、初めて目標値を設定したものでございます。

本制度の内容について、ご説明します。

1、目的については、図書館のよりよい運営を目指して、目標値を設定しその達成に努め、その達成状況の自己点検及び第三者評価を踏まえて、図書館サービスの一層の改善をはかるとともに、その運営状況を公表していくものでございます。

2、期間については、2016年から2020年までということで、現在の前期基本計画と前期実施計画と同一期間となっております。

3、目標値設定の基本的な考え方については、県内でも当図書館につきましては、ある程度の評価をいただいているところでございますけど、具体的な目標値の設定につきましては、インターネットの普及などにより、利用者数が減少傾向であり、本市の財政状況や定員管理方針などを考慮しながら、平成27年度の状況を基本として、全国の同規模館の状況等を勘案して数値目標を設定しました。

4、白井市立図書館協議会による第三者評価と運営の改善については、図書館運営の目標値の達成状況については、図書館協議会の第三者による評価を行い、必要な運営改善に努めるものでございます。

5、運営状況の公表については、図書館運営の目標値の達成状況及び図書館協議会による第三者評価並びに改善方策等を図書館ホームページ等で公表します。

裏面をご覧いただきたいと思います。

具体的な目標と目標値になります。この設定につきましては、図書館協議会の委員さんのご意見をいただいて、審議の結果、承認された数値となっております。

初めに、人口ですけど、目標値の人口については、5年後の前期基本計画の目標数値と同一でございます。

図書館数及び延床面積の目標値については、同様でございます。

職員数及び臨時職員数の目標値については、2016年4月1日現在より増やすことを目指しています。

資料購入費の目標値については、2016年4月1日現在、2,385万円でございますけど、これを2,400万円に、5年後にはこの金額を目指したいということでございます。

次は、人口からの割り戻しで、市民一人あたりの資料費の目標値については、366.4冊でございます。

図書 年間購入冊数の目標値については、1万2,000冊でございます。

視聴覚資料の目標値については、約100点の増加として170点でございます。

雑誌 年間購入タイトル数についても、2016年4月1日現在の雑誌数、230誌を3誌増加する目標値としております。

新聞 年間購入タイトル数の目標値については、2016年4月1日現在の新聞数と同様です。

データベース数につきましては、現在、図書館で占めているデータベースということで、新聞のデータベースが2社ですけど、これを3社ということで、5タイトルにしたいと考えております。

蔵書冊数の目標値については、54万6,000冊です。

貸出冊数については、現行を維持したいという目標値を設定しております。

登録者数（市民）及びレファレンス件数の目標値については、それぞれ減少傾向にありますが、現行数値を維持したいと設定しております。

ボランティア数の目標値については、ボランティア数を増やしていきたいということで、人数の増を見込んでおります。

以上で、説明を終わります。

○井上教育長 ありがとうございます。

報告第4号について、ご質問等がありましたらお願いします。

ご質問等はよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長 より良い図書館運営を目指していただきたいと思います。

それでは、報告第4号については終わりにします。

これから非公開案件に入ります。

その前に、一旦休憩をしたいと思います。午後3時20分頃から再開したいと思います。

午後3時07分 休 憩

午後3時22分 再 開

○その他

○井上教育長 次に、その他、議事がありましたらお願いします。

なければ、以上をもちまして、本日の会議は終了します。

次回の会議は、来年1月10日火曜日、午後2時からとなっております、

本日は、お疲れさまでした。

午後3時25分 閉 会